

放射線測定機器点検校正業務 仕様書

1 目的

本業務は、緊急時における防災活動用資機材として整備している NaI シンチレーションサーベイメータ等の放射線測定機器について点検校正を行い、当該機器の正常な機能を維持することを目的とする。

2 実施期間 契約締結日から令和9年1月31日までに行うものとする。

3 履行場所 受注者の事業所内

4 放射線測定機器の種類、配備機関及び校正台数

(1) NaI シンチレーションサーベイメータ ((株)日立製作所ヘルスケア製 TCS-172B)

配備機関名	所在地	校正台数
福岡県庁 防災企画課	福岡市博多区東公園7-7	10
姫島福祉センター はまゆう	糸島市志摩姫島1082-1	1
合 計		11

(2) ポケット線量計 ((株)日立製作所ヘルスケア製 PDM-222VC)

配備機関名	所在地	校正台数
福岡県庁 防災企画課	福岡市博多区東公園7-7	87
糸島市交流プラザ 志摩館	糸島市志摩初2丁目1-8	130
糸島市交流プラザ 二丈館	糸島市二丈深江1丁目1-20	240
合 計		457

各配備機関の放射線測定機器の引取を行い、点検及び校正を行った後、配備機関へ引渡を行うものとする。なお、機器の引取の際は、預かり証(様式任意)等により、受け渡しの状況を防災企画課へ報告すること。

5 遵守事項

業者は本業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、次の要綱等を遵守するものとする。

- (1) 放射線測定に関するガイドライン
(平成23年文部科学省・日本原子力研究開発機構)
- (2) その他関係法令等

6 業務の実施方法

- (1) 各放射線測定機器については、放射線測定に関するガイドライン（平成 23 年文部科学省・日本原子力研究開発機構）に基づき、機器点検とあわせて国家基準とのトレーサビリティの明確な校正場を用いての校正を、製造業者の定める方法により実施するものとする。
- (2) 校正は、JIS 規格等技術上の基準に従い行うこと。
- (3) 放射線測定機器の全機種について電池交換を行い本契約に含めること。

7 故障時の連絡

点検整備において故障を発見したときは、その状況及び原因を速やかに県に連絡し、県の指示に従うものとする。

8 完了報告及び検査

点検・校正業務を完了したときは、速やかに以下の(1)～(2)の書類を添付した完了報告書を県に提出し、検査を受けるものとする。また、報告書が検査に不合格となったときは、速やかに再提出を行わなければならない。

- (1) 検査成績書
- (2) 校正証明書（トレーサビリティ証明を含む）

9 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注者が協議して定めるものとする。